

みんなの タウンミーティング

市民の皆さんの市政に対する率直なご意見を、市長にお聞かせください。

時 6月8日(土) 午前10時30分～正午
所 東小金井駅開設記念会館・マロンホール
定 18人(申込順)
他▷保育有り(1歳以上。3人。申込順)▷手話通訳有り
申 5月15日～6月6日に、市申込フォーム、電話または直接、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)へ



市申込フォーム

委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々を委員に選任しました。

【地域自立支援協議会】
 ▼戸田重央さん
 ▼児童発達支援センター運営協議会
 ▼森田たか子さん▼原咲舞さん▼岩田和香さん

◇共通◇

【自立生活支援課障害福祉係】
 (☎042-387-9848)

都市計画を変更

用途地域等の一斉見直しに伴い、次の都市計画について変更しましたので、関係図書の見直しを行っています。

■対象都市計画▼用途地域▼高度地区▼防火地域および準防火地域

■縦覧場所 都市計画課都市計画係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9859)

都市計画事業の縦覧

次の都市計画道路事業の事業計画変更認可図書について

他▷この試験は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▼試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

■縦覧期間 事業完了年度まで
 計画係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9859)

■防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験

地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、市内57か所に設置している防災行政無線を用いて市民の皆さんへお伝えするため、情報伝達試験を行います。

■5月22日(水)午前11時ころ試験放送の内容▼防災行政無線チャイム▼これは、Jアラートのテストです。3回繰り返して「こちららは、ぼうさいこがねいです」▼防災行政無線チャイム

他▷この試験は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▼試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

ごみ減量大作戦!

気温の上昇に伴い、外出先での水分補給のため、ペットボトルや缶入り飲料を購入する機会が増加すると思います。今回は、ペットボトルや空き缶を捨てる際の注意点についてお知らせします。

まず、ペットボトルや空き缶を捨てる際は、中を軽く水洗いしてから出してください。次に、ペットボトルのラベルはできるだけはがしてください。はがれたラベルとキャップはプラスチックごみになります。ペットボトルや空き缶は、なるべく袋ではなく、かごに入れて出してください。袋に入れて出す場合は、空き缶の袋に瓶などを混ぜないでください。

市内のセブン-イレブンの一部店舗にペットボトル回収機を設置しています。回収されたペットボトルはリサイクルされ、新たなペットボトルに生まれ変わります。なお、nanacoカードを使用すると、ペットボトル5本につき、1nanacoポイントがつきますので、ぜひご利用ください。

また、市ではペットボトルキャップの拠点回収を実施しています。回収ボックスを公共施設14か所(市役所第二庁舎、公民館等)、民間施設1か所に設置しています。回収されたペットボトルキャップの収益は、NPO団体を通じて、ワクチン代として世界中の子どもたちに寄附されます。

なお、マイボトルを利用することで、ごみの発生抑制や家計の節約にもなります。公共施設16か所(市役所第二庁舎、小金井 宮地楽器ホール、公民館等)にウォータースタンドを設置していますので、マイボトルの給水にご利用ください。

引き続き、ごみの減量と資源化の推進のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

問ごみ対策課減量推進係 (☎042-387-9854)

令和6年度 給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書を発送

令和6年度(令和5年分)の給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税の特別徴収税額の決定通知書を、特別徴収義務者である給与支払者の方へ5月17日(金)に発送します。

内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

■地域安全課地域安全係(☎042-387-9806)

令和6年度 軽自動車税の減免該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているときは、軽自動車税が減免されます。

■申請書類等納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、マイナンバーカードまたは通知カード

■申請期限 5月31日(金)

■申請書類等納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、マイナンバーカードまたは通知カード

■市民税課諸税係(☎042-387-9820)

内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

■地域安全課地域安全係(☎042-387-9806)

特定健診の健診項目
【基本的な健診項目】 ▷質問事項(問診票) ▷身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ▷血圧測定 ▷血中脂質検査(空腹時中性脂肪または随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ▷肝機能検査(AST、ALT、γ-GT) ▷血糖検査(空腹時血糖およびHbA1c) ▷尿検査(尿糖、尿蛋白)
【詳細な健診項目】 ▷貧血検査(赤血球、血色素、ヘマトクリット) ▷心電図検査 ▷生化学検査(クレアチニン) ▷眼底検査※内科健診の結果、医師の判断により実施
フォロー健診の健診項目
【内科項目】 ▷生化学検査(尿酸) ▷血液学検査(白血球) ▷胸部X線検査(肺がん検診・結核など肺にかかる疾患の検査)
【眼科項目】 内科健診の結果、医師の判断により実施 ▷眼底検査、眼底撮影、視力検査、眼圧測定

令和6年度 国民健康保険の特定健診を開始

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健診を6月1日より実施します。対象の方には受診券等を5月下旬に発送します。

対令和6年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、令和6年度中に40～74歳になる方(令和6年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方も含む)※6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります。

■健診項目 左表のとおり

■各医療機関に、事前に実施状況を確認のうえ受診してください。また、同じ年度内に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりませんので、ご注意ください

■市が実施する特定健診の対象とならない方

▽生活保護受給者等の保険未加入の方、令和6年4月2日以降に保険が変わった方は対象となりません

■市が実施する特定健診の対象とならない方

問 保険年金課国民健康保険係 (☎042-387-9833)、健康課健康係 (☎042-321-1240)

対象となりません。12月に実施する集団健診を受診してください

▽市の国民健康保険以外の保険(職場の健康保険組合等)に加入の方は、ご加入の保険にお問い合わせください

▽75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方には、9月中旬に健診の受診券を送付します

【フォロー健診】

特定健診を受診する際に、希望をすればフォロー健診(健診項目は左表)を同時に受診することができます。

フォロー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

受診可能な医療機関はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◇共通◇